

消防広域化関係資料

消防庁 消防・救急課

令和2年9月

これまでの経緯

○平成6年9月
「消防広域化基本計画について(通知)」で広域化を推進

○平成18年6月
「消防組織法の一部を改正する法律」公布・施行
・「市町村の消防の広域化」を法律に初めて位置づけ

○平成18年7月
「市町村の消防の広域化に関する基本指針」告示
・推進期限：平成25年3月31日 **【第Ⅰ期】**

○平成25年4月
「市町村の消防の広域化に関する基本指針」の一部改正
・推進期限：平成30年4月1日 **【第Ⅱ期】**
・「消防広域化重点地域」の枠組みを創設（※）
(※) 国、都道府県の支援を集中的に実施する地域。

○平成29年4月
「市町村の消防の連携・協力に関する基本指針」通知
・直ちに広域化を進めることができない地域において、消防事務の一部について**連携・協力**の仕組みを創設

○平成30年4月 **【第Ⅲ期】**
「市町村の消防の広域化に関する基本指針」の一部改正
・推進期限：**令和6(2024)年4月1日 (6年延長)**

【背景】

- 小規模な消防本部では、出動体制、保有する消防用車両、専門要員の確保等に限界があることや、組織管理や財政運営面での厳しさが指摘されることがあるなど、消防の体制としては必ずしも十分でない場合があるため、広域化を推進

平成7年：全**931**本部

うち管轄人口10万人未満の消防本部が**623**本部
(全本部数に占める割合**66.9%**)

【背景】

- 市町村合併等で常備消防の広域化が進んだが、十分に進んだとは言い難い状況

平成18年：全**811**本部

うち管轄人口10万人未満の消防本部が**487**本部
(全本部数に占める割合**60.0%**)

【法制化の概要】

- 広域化における市町村、都道府県、国の役割を明確化

【平成30年4月1日までの実績】

- 平成18年以降、**52**地域で広域化が実現
- 消防本部数が減少

平成30年：全**728**本部

うち管轄人口10万人未満の消防本部が**433**本部
(全本部数に占める割合**59.5%**)

【参考】大規模な広域化の例

① 奈良県広域消防組合 (管轄人口約91万人) → ほぼ全県1区

平成26年4月1日に11消防本部(37市町村)が広域化

② とかち広域消防事務組合 (北海道・管轄人口約35万人)

→管轄面積日本最大 (10,828km²=岐阜県と(ほぼ同面積)

平成28年4月1日に6消防本部(19市町村)が広域化

消防の広域化 ー平成30(2018)年度以降の取組ー

延長期間の考え方

- 消防力の維持・強化には、**広域化が最も有効**な手段
- 広域化の推進期限を**延長し、令和6(2024)年4月1日**とする（連携・協力も同様）

(考え方)

「地域で消防体制のあり方について
話し合う1年間（平成30(2018)年度）」

+

「実践期間としての5年間
(令和元(2019)年度～令和5(2023)年度)」

第Ⅰ期 約7年間	第Ⅱ期 約5年間	第Ⅲ期 約6年間
・周知 9か月	・実践 5年	・計画再策定 1年
・計画策定 1年		・実践 5年
・実践 5年		

消防本部の取組

- 「**消防力カード**」の作成
→消防力の**現状と分析を見える化**
 - ・現在の人口・今後の人口の見通し
 - ・消防車両数・整備率 等

- 広域化の協議が整えば「**広域消防運営計画**」を作成

- ・広域化の方式、スケジュール
- ・広域化後の組織
- ・職員の処遇
- ・経費負担
- ・消防団、防災・国民保護担当部局との連携確保 等

- 連携・協力の協議が整えば「**連携・協力実施計画**」を作成

- ・連携・協力の方式、スケジュール
- ・連携・協力を実行する消防事務の内容
- ・人員の配置
- ・経費負担
- ・連携・協力を実行しない事務との連携確保 等

都道府県の取組

- 消防力カードを踏まえ、「**都道府県計画（推進計画）**」を**再策定**

- ・リーダーシップを發揮し、消防関係機関と緊密に連携
- ・これまでの**約10年間**の取組の振り返り
- ・おおむね**10年程度先**の消防体制の姿を展望

- 推進計画**には下記の事項等を定める

- ・**広域化対象市町村の組合せ**

特定小規模消防本部（消防吏員数50人以下）は、原則、指定する方向で検討

小規模消防本部（管轄人口10万未満）及び消防吏員数100人以下の消防本部は、可能な限り指定する方向で検討

- ・**連携・協力対象市町村の組合せ**

高機能消防指令センターの更新時期を把握し、消防本部等と緊密に連携して、共同運用について検討し、**推進計画**に反映

消防庁の取組

- 首長等に対し、広域化の効果について**分かりやすく説明**
- 各都道府県等へ赴き、広域化に向け**助言等**を実施
- 大規模な高機能消防指令センターの運用などの先進的な取組に対し、**モデル事業**を実施

- 消防広域化を経験した消防本部関係者を「**消防広域化推進アドバイザー**」に任命し、全国の消防本部等に派遣
- 広域化関連事業及び連携・協力関連事業に対し、所要の**地方財政措置**を講じる。

市町村の消防の広域化の推進スキーム

市町村の消防の広域化の理念及び定義 (第31条)

- 理念 市町村の消防の広域化は、消防の体制の整備及び確立を図ることを旨として、行われなければならない。
- 定義 2以上の市町村が消防事務(消防団の事務を除く。)を共同して処理することとすること又は市町村が他の市町村に消防事務を委託すること。

消防庁長官の定める基本指針 (第32条)

- 消防庁長官は、広域化後の消防の円滑な運営を確保するための基本指針を定める。
 - ・ 自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項
 - ・ 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項

都道府県の定める推進計画 (第33条)

- 都道府県は、広域化を推進する必要があると認める場合には、その市町村を対象として、推進計画を定めるよう努めなければならない。
 - ・ 広域化対象市町村の組合せ
 - ・ 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項
 - ・ 防災に係る関係機関相互間の連携の確保
- 推進計画の策定又は変更の際には、関係市町村の意見を聴かなければならない。
- 都道府県知事は、広域化対象市町村に対し、必要な調整・援助等を行う。

広域化対象市町村の定める広域消防運営計画 (第34条)

- 広域化対象市町村は、その協議により、広域化後の消防の円滑な運営を確保するための計画を作成
 - ・ 消防本部の位置及び名称
 - ・ 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保
- 広域消防運営計画作成のために地方自治法上の協議会を設ける場合には、構成員の特例を設ける。

国の援助及び地方債の配慮 (第35条)

- 国は、都道府県及び市町村に対して、情報の提供その他の必要な援助を行う。
- 広域化対象市町村が推進計画の組合せに基づき広域化した場合は、地方債について特別の配慮を行う。

- 施行期日：公布の日 [平成18年6月14日]
- 広域化前に消防長であった者の階級に関する経過措置を定める。

市町村の消防の広域化及び連携・協力に対する財政措置（令和2（2020）年度）

市町村分（広域化）

1 消防広域化準備経費【特別交付税】

消防の広域化の準備に要する広域消防運営計画策定経費、広域化協議会負担金、協議会委員報酬、広報誌作成費及び住民意向調査費等の経費について特別交付税措置を講じる。

2 消防広域化臨時経費【特別交付税】

消防の広域化に伴い臨時に必要となる次の経費について特別交付税措置を講じる。

- ①消防本部・施設の統合、署所の再配置に伴う通信等施設・設備に要する経費
- ②本部の名称・場所の変更等に伴い必要となる経費
- ③業務の統一に必要となるシステム変更、統一規程の整備等に要する経費
- ④その他広域化整備に要する経費

3 消防署所等の整備【(1)・(2)緊急防災・減災事業債】

(1) 広域消防運営計画等に基づき、必要となる消防署所等の増改築（一体的に整備される自主防災組織等のための訓練・研修施設を含む。また、再配置が必要と位置づけられた消防署所等の新築を含む。）※

(2) 統合される消防本部を消防署所等として有効活用するために必要となる改築※

(3) (1)、(2)以外の整備 [一般単独事業債：充当率90%（通常75%）]

4 高機能消防指令センターの整備【緊急防災・減災事業債】

広域消防運営計画等に基づき整備する高機能消防指令センター（指令装置等）※

5 消防用車両等の整備【緊急防災・減災事業債】

広域消防運営計画等に基づく消防本部の統合による効率化等により、機能強化を図る消防用車両等の整備※

6 国庫補助金の優先配分【施設整備費補助金、緊援隊補助金】

消防の広域化に伴う消防防災施設等の整備については、消防防災施設整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金の交付の決定に当たって、特別の配慮を行う。

緊急防災・減災事業債

○ 対象事業

地域の防災力を強化するための施設の整備、災害に強いまちづくりのための事業などの地方単独事業等を対象

○ 財政措置

- ・ 地方債充当率 100%
- ・ 交付税算入率 70%

○ 事業年度

平成29年度から令和2年度

〔※ 消防広域化重点地域に指定された市町村に限る。〕

市町村分（連携・協力）

1 高機能消防指令センターの整備【緊急防災・減災事業債】 [防災対策事業債：充当率90%/算入率50%]

連携・協力実施計画に基づき、必要となる高機能消防指令センター

2 消防車両等の整備【防災対策事業債：充当率90%/算入率50%】

連携・協力実施計画に基づき、必要となる消防車両等

3 国庫補助金の優先配分【施設整備費補助金、緊援隊補助金】

消防の連携・協力に伴う消防防災施設等の整備については、消防防災施設整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金の交付の決定に当たって、特別の配慮を行う。

都道府県分（広域化）

1 消防広域化推進経費【普通交付税】

消防広域化重点地域の指定や協議会への参画、調査研究、広報啓発等、都道府県がその役割を果たすための事業等を実施する体制の整備に必要な経費について普通交付税措置を講じる。

2 広域化対象市町村に対する支援に要する経費【特別交付税】

広域化対象市町村に対する補助金、交付金等の経費について特別交付税措置を講じる。

○制度の概要

「一部事務組合」

一部事務組合は、地方公共団体がその事務の一部を共同して処理するために協議により規約を定め、都道府県が加入するものにあっては総務大臣、その他のものにあっては都道府県知事の許可を得て設ける**特別地方公共団体**。

一部事務組合が共同処理するものとされた事務は、関係地方公共団体の権能から除外され、一部事務組合に引き継がれる。その事務に係る条例、規則等は当該一部事務組合が制定することとなる。

○経費の負担

組合の経費は、組合を組織する地方公共団体による分担、組合財産収入の充当などその方法を規約の中で定める。

○制度の概要

「広域連合」

広域連合は、地方公共団体が広域にわたり処理することが適当な事務に関し、広域計画を作成し、その実施のために必要な連絡調整を図り、及び事務の一部を広域にわたり総合的かつ計画的に処理するために協議により規約を定め、都道府県が加入するものにあっては総務大臣その他のものにあっては都道府県知事の許可を得て設ける**特別地方公共団体**。

一部事務組合と比較し、国、都道府県等から直接に権限等の委任を受けることができる事や、直接請求が認められているなどの違いがある。

広域連合が共同処理するものとされた事務は、関係地方公共団体の権能から除外され、広域連合に引き継がれる。その事務に係る条例、規則等は当該広域連合が制定することとなる。

○経費の負担

広域連合の経費は、規約の中で定める。広域連合の構成団体が分担する場合は、その割合を構成団体の人口、面積、地方税の収入額、財政力その他客観的な指標に基づき定める。

○制度の概要

「事務の委託」

事務の委託は、普通地方公共団体の事務の一部の執行管理を他の普通地方公共団体に委ねる制度である。

普通地方公共団体は、協議により規約を定め、事務を委託する。

事務の委託の成立により事務の受託をした普通地方公共団体又はその機関が当該事務を処理することとなり、委託をした普通地方公共団体が自ら当該事務を管理執行したのと同様の効果を生ずる。事務の委託により、当該事務についての法令上の責任は、受託をした普通地方公共団体又はその機関に帰属することになり、委託をした普通地方公共団体は、委託の範囲内において、委託した事務を執行管理する権限を失うこととなる。

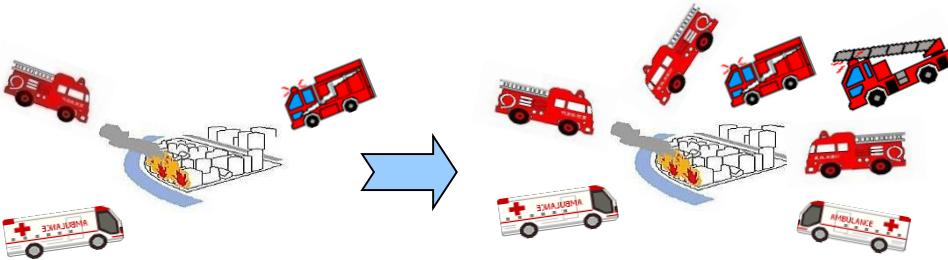
○経費の負担

委託事務に要する経費は、委託をした普通地方公共団体が受託をした普通地方公共団体に対する委託費として負担し、その経費の支弁の方法は規約の中で定める。

① 住民サービスの向上

1 初動の消防力、増援体制の充実

- 初動出動台数が充実。統一的な指揮のもと、応援体制も強化。大規模災害、特殊災害へも対処可能に。



(具体事例)

○火災初動対応(第一出動)時の出動車両数等の充実

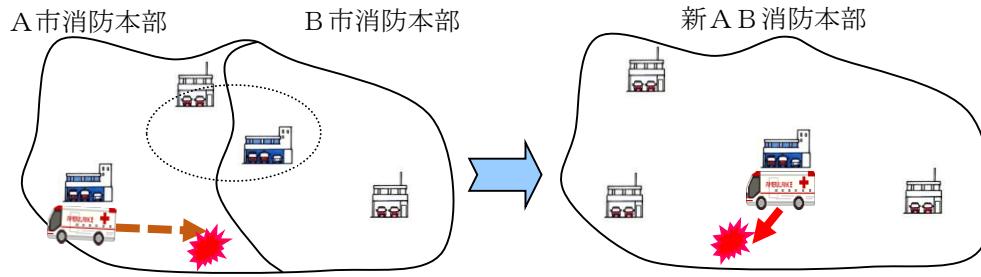
- ・奈良県広域消防組合消防本部 3~6台→6~7台
- ・宇部・山陽小野田消防局 5台→7台
- ・小田原市消防本部 6台→10台
- ・埼玉東部消防組合消防局 5~7台→8台

○大規模災害時の対応

- ・熊本市消防局 広域化により、**熊本地震時**、益城町・西原村地域において、初回通報から1時間以内に**消防車両24台、活動人員82人**の大規模な消防力で対応することができた。(広域化前:4台、12人+非番招集で対応)
- ・とかち広域消防局 広域化により市町の境界を越える出動が可能になり、2016年8月**台風10号**による土砂災害時、芽室町(芽室消防署員は30人規模)に帶広消防署から**ボート艇と隊員13人**を投入できた。また、清水町(清水消防署員は30人規模)には**本部員26人+帯広消防署員4人+幕別消防署員2人**を投入することができた。

2 現場到着時間の短縮

- 管轄区域全体を見渡した署所の適切配置が可能に。
- 指令の一本化により、直近の車両が現場直行が可能に。



(具体事例)

○救急出動時における現地到着時間(覚知～到着)の短縮

- ・弘前地区消防事務組合消防本部 例)弘前市種市 ▲13:39 (20:00→6:21)
- ・小田原市消防本部 例)小田原市小竹 ▲4:51 (12:11→7:20)
- ※小規模本部より大規模本部におけるメリットが大きいケース
 - ・草加八潮消防局の到着時間短縮
草加市(24万人) ▲1:00～▲2:36 八潮市(8万人) ▲0:06
 - ・埼玉西部消防局の出動件数
所沢市(中心市) 市内→市外 518件、市外→市内 880件
 - ・東近江行政組合消防本部の出動件数
東近江市→愛知郡 54件、愛知郡→東近江市 1067件

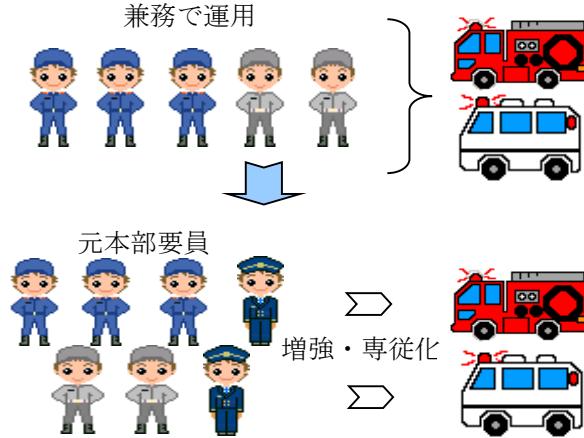
○管轄区域に関係なく直近の消防隊が出動する件数

- ・ちば消防共同指令センター 年間約**400件** (通報年間約20万件)

② 人員配備の効率化と充実

1 現場要員の増強

本部機能の統合や指令の共同運用による効率化で、隊員の現場への手厚い配置が可能になり、消防力が強化された。



2 予防業務・救急業務の高度化・専門化

- 専門性が強化し、災害対応力が向上。
- 体制の増強により、非番出動も減少（「働き方改革」にも）。



火災原因調査専従員
の育成



査察・違反処理専門員
の育成



救急救命士の育成

(参考)

- ・予防業務の着実な取組により、出火件数や火災による死者数は長期的に減少傾向。（ここ10年でそれぞれ、30.1%、29.8%の減）
- ・高齢化の進展等により、自力避難困難者が利用する施設が増加し、火災や死者の数が増加することが懸念。また、大規模倉庫、高層建築物等の増加により、消火・救助などの消防活動が困難な建物が増加することが懸念。

→専門性の高い予防業務を着実かつ効率的に実施していくことが極めて重要。

（具体事例）

○現場への手厚い人員体制が可能に

・奈良県広域消防組合消防本部

122人の人員配置効率化で、現場へ配置転換

本部要員&通信指令要員 ▲115人 (296人→181人)

・佐賀広域消防本部

神埼消防署吉野ヶ里出張所を新設

○高度な消防隊の配備が可能に

・宇部・山陽小野田消防局 指揮隊2隊新たに配備

・小田原市消防本部 高度救助隊（大規模な災害や事故に対応する高度な救出救助能力を有する専門部隊）を発足



（具体事例）

○予防業務の充実による火災の未然防止強化

・富良野広域連合消防本部 従前は本部と署に兼務の形で配置していた**予防担当者**を専任で配置。

・東近江行政組合消防本部 従前は2人であった愛知郡域の**予防担当者**を1~2人増員し、定期査察も可能に。

○手厚い救助体制による大規模災害や事故への対応力向上

・奈良県広域消防組合消防本部

特別救助隊1隊 → **高度救助隊**1隊 + 特別救助隊3隊

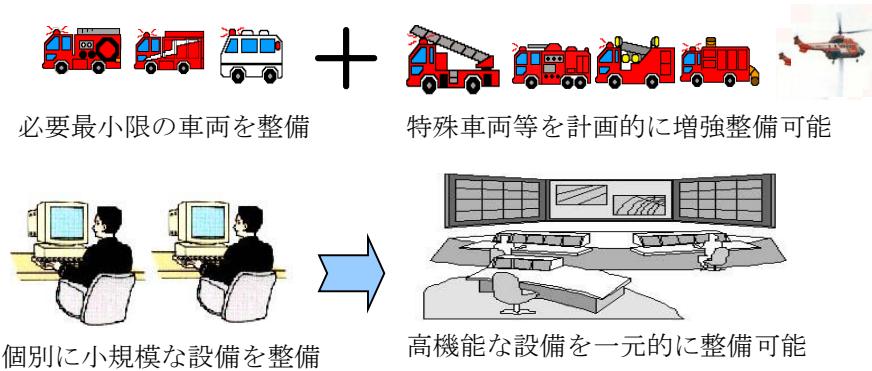
○非番出動の減少による働き方改革

・埼玉東部消防組合消防局 火災現場付近の**非番者**を常に招集していたが、広域化後は火災における**非番招集を原則廃止**した

③ 消防体制の基盤の強化

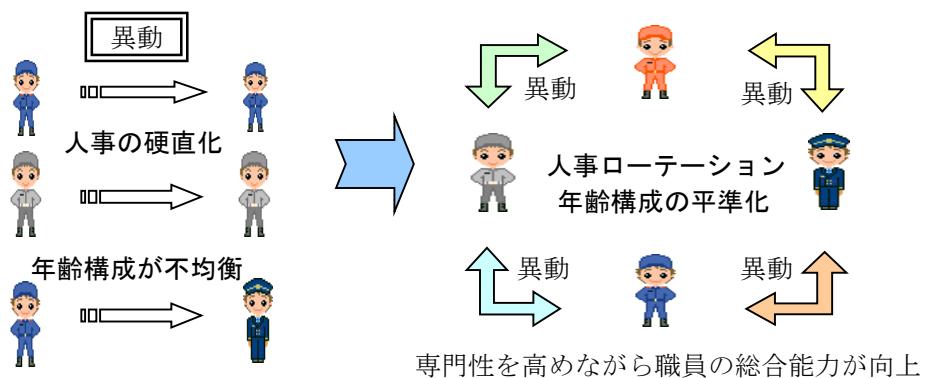
1 高度な消防設備、施設等の整備

車両や資機材の共有や共同整備により、効率的な運用・整備が可能に。その結果、**高度な車両や資機材**の整備が可能に。



2 適切な人事ローテーションによる組織の活性化

組織が大きくなることで勤務先が増え、人員も確保しやすくなることから、**組織も活性化**し、研修等による**人材育成**も可能に。



(具体事例)

○高機能消防指令センター整備

・共同整備を行った19本部の平均**整備費▲49.8%**

北はりま消防本部 整備費が半減(11.4億円→5.8億円)

ちば消防共同指令センター 整備費が4割減(91億円→58億円)

・沖縄県では、**指令人員体制**が従前の**3分の1**に(現状29人体制)

*整備費に比例するとされる毎年の**システム維持費**も減少

→**捻出した経費や人員を、設備の高度化や充実、現場要員充実に**

○特殊車両等の整備

・佐賀広域消防局 はしご車やNBC災害対応資機材などの増強

(具体事例)

○人事ローテーションによる組織の活性化

・埼玉東部消防組合消防局 旧本部単位では異動先が少なく、人事の硬直化が課題であったが、広域化後、異動先が増えたことにより組織の活性化が図れた。

○派遣研修の充実により消防職員の人材力が向上

・宇部・山陽小野田消防局 広域化により人員確保が容易になり、消防大학교及び県消防学校への職員の派遣が可能となった。

平成18年消防組織法改正以降の広域化の実績（令和2年4月1日現在）

○ 54ブロックが広域化し、そのうち11町村が非常備を解消

広域化年月日	No	都道府県	広域化後の消防本部	広域化の方式	広域化前の消防本部等	構成市町村	広域化年月日	No	都道府県	広域化後の消防本部	広域化の方式	広域化前の消防本部等	構成市町村	
21.4.1	1	北海道	富良野広域連合消防本部	広域連合	富良野地区消防組合消防本部 上川南部消防事務組合消防本部	富良野市・南富良野市・占冠村 上富良野町・中富良野町	25.3.31	15	青森	青森地域広域消防事務組合消防本部	一部事務組合	青森地域広域消防事務組合消防本部	青森市・今別町・外ヶ浜町・逢田村 平内町(北部上北広域の構成町)	
	2	広島	東広島市消防局	事務委託	東広島市消防局 竹原広域消防本部	東広島市 竹原市・大崎上島町		16	神奈川	小田原市消防本部	事務委託	小田原市消防本部 足柄消防組合消防本部	小田原市 南足柄市・中井町・大井町 松田町・山北町・開成町	
	3	福岡	久留米広域消防本部	一部事務組合	久留米市消防本部 福岡県南広域消防組合消防本部	久留米市(田主丸町・北野町・三猪町及び城島町を除く) 小郡市・うきは市・大刀洗町・大木町・久留米市(田主丸町・北野町・三猪町及び城島町)		17	富山	富山県東部消防組合消防本部	一部事務組合	魚津市消防本部 滑川市消防本部 上市町消防本部 舟橋村(非常備村)	魚津市 滑川市 上市町 舟橋村	
								18	静岡	志太広域事務組合志太消防本部	一部事務組合	焼津市消防本部 藤枝市消防本部	焼津市 藤枝市	
22.4.1	4	東京	東京消防庁	事務委託	東京消防庁	特別区(23区)、八王子市・立川市・武蔵野市・三鷹市・青梅市・府中市・昭島市・調布市・町田市 小金井市・小平市・日野市・東村山市・屬分寺市・國立市・福生市・船橋市・葛飾区・東大和市・清瀬市 嵐山町・多摩市・羽村市・あきる野市・西東京市・瑞穂町・日の出町・檜原村・奥多摩町(準常設委託28市町村)		25.4.1	19	埼玉	埼玉東部消防組合消防局	一部事務組合	久喜地区消防組合消防本部 加須市消防本部 幸手市消防本部 白岡町消防本部 杉戸町消防本部	久喜市・宮代町 加須市 幸手市 白岡町 杉戸町
23.4.1	5	富山	砺波地域消防組合消防本部	一部事務組合	砺波広域圏消防本部 小矢部市消防本部	砺波市・南砺市 小矢部市	20	埼玉	埼玉西部消防局	一部事務組合	所沢市消防本部 狭山市消防本部 入間市消防本部 埼玉西部広域消防本部	所沢市 狭山市 入間市 日高市・飯野市		
	6	兵庫	北はりま消防本部	一部事務組合	にしたか消防本部 加東市消防本部 加西市消防本部	西脇市・多可郡 加東市 加西市	21	静岡	下田消防本部	一部事務組合	下田市・河津市・南伊豆市 西伊豆町・松崎町	下田市・河津市・南伊豆市 西伊豆町・松崎町		
23.11.28	7	奈良	五條市消防本部	事務委託	五條市消防本部 十津川村(非常備)	五條市 十津川村	22	大阪	泉州南消防組合泉州南広域消防本部	一部事務組合	泉佐野市消防本部 阪南岬消防組合消防本部 泉南市消防本部 熊取町消防本部	泉佐野市・田尻町 阪南市・岬町 泉南市 熊取町		
23.12.1	8	山形	山形市消防本部	事務委託	山形市消防本部 山辺町(非常備) 中山町(非常備)	山形市 山辺町 中山町	23	兵庫	西はりま消防本部	一部事務組合	たつの市消防本部 宍粟市消防本部 相生市消防本部 佐用町消防本部	たつの市・揖保郡太子町 宍粟市 相生市 佐用町		
24.4.1	9	北海道	砂川地区広域消防組合消防本部	一部事務組合	上砂川町消防本部 砂川地区広域消防組合消防本部	上砂川町 砂川町・奈井江町・浦臼町	24	兵庫	南但消防本部	一部事務組合	朝来市消防本部 養父市消防本部	朝来市 養父市		
	10	山形	置賜広域行政事務組合消防本部	一部事務組合	米沢市消防本部 南陽市消防本部 高畠町消防本部 川西町消防本部	米沢市 南陽市 高畠町 川西町	25	佐賀	佐賀広域消防局	広域連合	佐賀広域消防局 神埼地区消防事務組合消防本部	佐賀市(三瀬村を除く)・多久市・小城市 神埼市・吉野ヶ里町・佐賀市(三瀬村)		
	11	茨城	ひたちなか・東海広域事務組合消防本部	一部事務組合	ひたちなか市消防本部 東海村消防本部	ひたちなか市 東海村	26	鹿児島	指宿南九州消防組合消防本部	一部事務組合	指宿地区消防組合消防本部 南九州市の川辺町・知覧町(南薩地区消防組合消防本部の構成町)	指宿市・南九州市(旧頴娃町) 南九州市(川辺町・知覧町)		
24.10.1	13	滋賀	東近江行政組合消防本部	一部事務組合	宇部市消防本部 山陽小野田市消防本部 東近江行政組合消防本部	宇部市 山陽小野田市 東近江市(旧愛東町・旧湖東町を除く)・近江八幡市・竜王町・日野町						弘前地区消防事務組合消防本部	弘前市・西目屋村・大鶴町・藤崎町・平川市碇ヶ関	
25.3.30	14	富山	新川地域消防本部	一部事務組合	黒部市消防本部 入善町消防本部 朝日町消防本部	黒部市 入善町 朝日町		27	青森	弘前地区消防事務組合消防本部	一部事務組合	黒石地区消防事務組合消防本部 平川市消防本部 板柳町消防本部	黒石市・田舎館村 平川市 板柳町	

平成18年消防組織法改正以降の広域化の実績（令和2年4月1日現在）

広域化年月日	No	都道府県	広域化後の消防本部	広域化の方式	広域化前の消防本部等	構成市町村	広域化年月日	No	都道府県	広域化後の消防本部	広域化の方式	広域化前の消防本部等	構成市町村
26.4.1	28	北海道	滝川地区広域消防事務組合消防本部	一部事務組合	滝川地区広域消防事務組合消防本部	滝川市・新十津川町・雨竜町	27.4.1	36	茨城	稻敷広域消防本部	一部事務組合	稻敷地方広域市町村圏事務組合消防本部	稻敷市・龍ヶ崎市・牛久市・利根町・河南町・美浦村
					芦別市消防本部	芦別市						阿見町消防本部	阿見町
					赤平市消防本部	赤平市		37	長野	上伊那広域消防本部	広域連合	伊那消防組合消防本部	伊那市・辰野町・箕輪町・南箕輪町
	29	北海道	旭川市消防本部	事務委託	上川町(上川中部消防組合の構成町)	上川町						伊南行政組合消防本部	駒ヶ根市・飯島町・中川村・富田村
					鷹栖町(上川中部消防組合の構成町)	鷹栖町		38	大阪	豊中市消防局	事務委託	豊中市消防本部	豊中市
					旭川市消防本部	旭川市						能勢町(非常備)	能勢町
	30	北海道	大雪消防組合	一部事務組合	比布町(上川中部消防組合の構成町)	比布町		39	宮崎	西臼杵広域行政事務組合消防本部	一部事務組合	高千穂町(非常備)	高千穂町
					愛別町(上川中部消防組合の構成町)	愛別町						五ヶ瀬町(非常備)	五ヶ瀬町
					当麻町(上川中部消防組合の構成町)	当麻町						日之影町(非常備)	日之影町
					大雪消防組合	美瑛町・東川町・東神楽町		40	栃木	那須地区消防本部	一部事務組合	大田原地区広域消防組合消防本部	大田原市・那須塩原市
					大東市消防本部	大東市						黒磯那須消防組合消防本部	那須町・那須塩原市(旧黒磯市)
	31	大阪	大東四條畷消防本部	一部事務組合	四條畷市消防本部	四條畷市		28.4.1	41	北海道	とかち広域消防局	帯広市消防本部	帯広市
					大和高田市・檍原市・御所市・高取町・明日香村	大和高田市・檍原市・御所市・高取町・明日香村						北十勝消防事務組合消防本部	音更町・士幌町・上士幌町・鹿追町
	29.4.1	奈良	奈良県広域消防組合消防本部	一部事務組合	西和消防組合消防本部	平群町・三郷町・斑鳩町・安堵町・上牧町・河合町・王寺町						西十勝消防組合消防本部	清水町・芽室町・新得町
					山辺広域行政事務組合消防本部	天理市・山添村・川西町・三宅町・田原本町						南十勝消防事務組合消防本部	広尾町・大樹町・更別村・中礼内村
					香芝・広陵消防組合消防本部	香芝市・広陵町						東十勝消防事務組合消防本部	幕別町・豊頃町・池田町・浦幌町
					大和郡山市消防本部	大和郡山市						池北三町行政事務組合消防本部	足寄町・本別町・陸別町
					桜井市消防本部	桜井市						足寄町・本別町・陸別町	大和高田市・檍原市・御所市・高取町・明日香村
					五條市消防本部	五條市						草加市消防本部	草加市
					宇陀広域消防組合消防本部	宇陀市・曾爾村・御杖村						八潮市消防本部	八潮市
					葛城市消防本部	葛城市						厚木市消防本部	厚木市
					中吉野広域消防組合消防本部	大淀町・下市町・黒滝町・天川村						清川村(非常備)	清川村
					吉野広域行政組合消防本部	吉野町・川上町・東吉野町・上北山村・下北山村						静岡市消防局	静岡市
	33	佐賀	伊万里・有田消防本部	一部事務組合	野迫川村(非常備村)	野迫川村						島田市消防本部	島田町・川根本町
					伊万里市消防本部	伊万里市						吉田町牧之原市広域施設組合消防本部	吉田町・牧之原市(旧榛原町)
	34	熊本	熊本市消防局	事務委託	高遊原南消防本部	益城町・西原村						牧之原市相良消防本部	牧之原市(旧相良町)
					富田林市消防本部	富田林市・太子町・千早赤坂村						沼津市消防本部	沼津市
	26.10.1	35	大阪	富田林市消防本部	河南町消防本部	河南町		49	神奈川	横須賀市消防局	事務委託	田方消防本部	伊豆市・伊豆の国市・函南市
					河内長野市消防本部	河内長野市						伊東市消防本部	伊東市
	29.4.1	36	石川	白山野々市広域消防本部	白山野々市	白山野々市						清水町消防本部	清水町
					川北町(能美広域事務組合消防本部の一部)	川北町(能美広域事務組合消防本部の一部)						東清水町消防本部	東清水町

平成18年消防組織法改正以降の広域化の実績（令和2年4月1日現在）

広域化年月日	No	都道府県	広域化後の消防本部	広域化の方式	広域化前の消防本部等	構成市町村
30.4.1	51	愛知	尾三消防本部	一部事務組合	豊明市消防本部	豊明市
					長久手市消防本部	長久手市
					尾三消防本部	日進市・みよし市・東郷町
31.4.1	52	岐阜	岐阜市消防本部	事務委託	岐阜市消防本部	岐阜市・瑞穂市
					山県市消防本部	山県市消防本部
					本巣消防事務組合消防本部	本巣市・北方町
31.4.1	53	宮城	あぶくま消防本部	一部事務組合	岩沼市消防本部	岩沼市
					亘理地区行政事務組合消防本部	亘理町、山元町
	54	福岡			久留米広域消防本部	久留米市、小郡市、うきは市、大刀洗町、大木町
					大川市消防本部	大川市

消防広域化重点地域の指定状況（令和2年9月1日現在）

○ 36ブロックが消防広域化重点地域に指定

都道府県	指定時期	No.	本部名又はブロック名	消防本部	市町村	広域化予定期	都道府県	指定時期	No.	本部名又はブロック名	消防本部	市町村	広域化予定期
北海道 H25 12月	1 滝川地区広域消防事務組合 消防本部	滝川地区広域消防事務組合消防本部	滝川市・新十津川町・雨竜町	済 H26.4			栃木 H27 3月	H27 3月	11	那須地区消防本部	大田原地区広域消防組合消防本部 黒磯那須消防組合消防本部	大田原市・那須塩原市 那須塩原市・那須町	済 H27.10
		芦別市消防本部	芦別市					H26 2月	12	草加八潮消防局	草加市消防本部 八潮市消防本部	草加市 八潮市	済 H28.4
		赤平市消防本部	赤平市					H26 9月	13	第1ブロックの一部	上尾市消防本部 伊奈町消防本部	上尾市 伊奈町	未定
	2 歌志内市を含む地域	歌志内市消防本部	歌志内市	未定			埼玉 H27 11月	H25 12月	14	厚木市消防本部	厚木市消防本部 清川村(非常備)	厚木市 清川村	済 H28.4
	3 長万部町を含む地域	長万部町消防本部	長万部町					H27 11月	15	横須賀市消防局	横須賀市消防局	横須賀市	済 H29.4
	4 美唄市を含む地域	美唄市消防本部	美唄市					H31 3月	16	湘南地区の一部	茅ヶ崎市消防本部 寒川町消防本部	茅ヶ崎市 寒川町	R4 予定
	5 旭川市消防本部	旭川市消防本部	旭川市	済 H26.4				H31 3月	17	湘南地区の一部	大磯町消防本部 二宮町消防本部	大磯町 二宮町	未定
		上川中部消防組合消防本部(一部)	上川町・鷹栖町				神奈川 H28.4	富山 R1 12月	18	高岡市消防本部	高岡市消防本部 氷見市消防本部	高岡市 氷見市	R3 予定
	6 大雪消防組合消防本部	大雪消防組合消防本部	美瑛町・東神楽町・東川町	済 H26.4				石川 H29 3月	19	白山野々市広域消防本部	白山野々市広域消防本部 能美広域事務組合消防本部(一部)	白山市・野々市市 能美市	済 H29.4
		上川中部消防組合消防本部(一部)	当麻町・比布町・愛別町					長野 H25 9月	20	上伊那広域消防本部	伊那消防組合消防本部 伊南行政組合消防本部	伊那市・辰野町・箕輪町・南箕輪村 伊南行政組合消防本部	済 H27.4
	7 とかち広域消防局	帯広市消防本部	帯広市	済 H28.4				岐阜 H28 10月	21	岐阜市消防本部	岐阜市消防本部 山県市消防本部 本巣市消防事務組合消防本部	岐阜市・瑞穂市 山県市 本巣市・北方町	済 H30.4
		西十勝消防組合消防本部	新得町・清水町・芽室町				静岡 H26 4月	駿東伊豆地域 H28.4	駿東伊豆消防本部	沼津市消防本部 伊東市消防本部	沼津市 伊東市	未定	
		北十勝消防事務組合消防本部	音更町・士幌町・上士幌町・鹿追町					清水町消防本部	清水町	東伊豆町消防本部	東伊豆町	伊豆市・伊豆の国市・函南町	
		東十勝消防事務組合消防本部	幕別町・池田町・豊頃町・浦幌町					田方消防本部	田方	下田消防本部	下田市・河津町・南伊豆町	下田市	
		南十勝消防事務組合消防本部	中札内村・更別村・大樹町・広尾町					西伊豆広域消防本部	西伊豆町	西伊豆町・松崎町	西伊豆町	三島市	
		池北三町行政事務組合消防本部	本別町・足寄町・陸別町					富士山南東消防本部	富士山南東消防本部	三島市消防本部	裾野市消防本部	裾野市	
		水戸市消防本部	水戸市・城里町					長泉町消防本部	長泉町	熱海市消防本部	長泉町	長泉町	
		土浦市消防本部	土浦市					熱海市	熱海市	熱海市消防本部	熱海市	熱海市	
	茨城 H26 3月	石岡市消防本部	石岡市					富士宮市消防本部	富士宮市	富士宮市消防本部	富士宮市	富士宮市	未定
		常陸太田市消防本部	常陸太田市					富士市消防本部	富士市	富士市消防本部	富士市	富士市	
		高萩市消防本部	高萩市					静岡市消防局	静岡市	静岡市消防局	静岡市	静岡市	
		北茨城市消防本部	北茨城市				24 静岡市消防局	島田市消防本部	島田市	吉田牧之原市広域施設組合消防本部	吉田町・牧之原市	吉田町・牧之原市	済 H28.4
		笠間市消防本部	笠間市					牧之原市相良消防本部	牧之原市	袋井市森町広域行政組合消防本部	袋井市・森町	袋井市	
		取手市消防本部	取手市					磐田市消防本部	磐田市	磐田市森町広域行政組合消防本部	磐田市	磐田市	
		常陸大宮市消防本部	常陸大宮市					御前崎市消防本部	御前崎市	御前崎市森町広域行政組合消防本部	御前崎市	御前崎市	
		那珂市消防本部	那珂市					菊川市消防本部	菊川市	菊川市森町広域行政組合消防本部	菊川市	菊川市	未定
		つくば市消防本部	つくば市					掛川市消防本部	掛川市	掛川市森町広域行政組合消防本部	掛川市	掛川市	
		かすみがうら市消防本部	かすみがうら市					浜松市消防局	浜松市	浜松市森町広域行政組合消防本部	浜松市	浜松市	
		小美玉市消防本部	小美玉市					湖西市消防本部	湖西市	湖西市森町広域行政組合消防本部	湖西市	湖西市	
		茨城町消防本部	茨城町					豊明市消防本部	豊明市	豊明市森町広域行政組合消防本部	豊明市	豊明市	未定
		大洗町消防本部	大洗町					長久手市消防本部	長久手市	長久手市森町広域行政組合消防本部	長久手市	長久手市	
		大子町消防本部	大子町					日進市消防本部	日進市	日進市・みよし市・東郷町	日進市・みよし市・東郷町	日進市	
		茨城西南地方広域市町村圏事務組合消防本部	古河市・下妻市・常総市・坂東市・八千代町・五霞町・境町					尾三消防本部	尾三	尾三消防本部	尾三	尾三	済 H30.4
	10 稲敷広域消防本部	筑西広域市町村圏事務組合消防本部	結城市・筑西市・桜川市	済 H27.4			愛知 H28 3月	豊明市消防本部	豊明市	豊明市消防本部	豊明市	豊明市	未定
		常総地方広域市町村圏事務組合消防本部	常総市・守谷市・つくばみらい市					長久手市消防本部	長久手市	長久手市消防本部	長久手市	長久手市	
		鹿行広域事務組合消防本部	潮来市・行方市・鉢田市					日進市消防本部	日進市	日進市・みよし市・東郷町	日進市	日進市	
		鹿島地方事務組合消防本部	鹿嶋市・神栖市					尾三消防本部	尾三	尾三消防本部	尾三	尾三	済 H30.4
		阿見町消防本部	阿見町					尾三消防本部	尾三	尾三消防本部	尾三	尾三	
		稲敷地方広域市町村圏事務組合消防本部	龍ヶ崎市・牛久市・稲敷市・美浦村・河内町・利根町					日進市・みよし市・東郷町	日進市	日進市・みよし市・東郷町	日進市	日進市	

消防広域化重点地域の指定状況（令和2年9月1日現在）

○ 36ブロックが消防広域化重点地域に指定済

大阪	H26 2月	29	大東四條畷消防本部	大東市消防本部 四條畷市消防本部	大東市 四條畷市	済 H26.4
	H26 3月	30	豊中市消防局	豊中市消防本部 能勢町(非常備)	豊中市 能勢町	済 H27.4
		31	富田林市消防本部	富田林市消防本部 河南町消防本部	富田林市 河南町	済 H26.10
	H27 8月	32	箕面市消防本部	箕面市消防本部 豊能町消防本部	箕面市 豊能町	済 H28.4
		33	堺市域	堺市消防局 大阪狭山市消防本部	堺市・高石市 大阪狭山市	R3 予定
和歌山	H27 3月	34	新宮市消防本部	新宮市消防本部 北山村(非常備)	新宮市 北山村	済 H28.4
福岡	H30 8月	35	久留米広域消防本部	久留米市広域消防本部 大川市消防本部	久留米市・小郡市・うきは市・大刀洗町・大木町 大川市	済 H31.4
佐賀	H25 9月	36	伊万里・有田消防本部	伊万里市消防本部 有田町消防本部	伊万里市 有田町	済 H26.4

広域化が進まない理由（都道府県広域化ヒアリングにより聴取）

（メリットが見いだせない）

- 地形的な理由（山地や海等で地域が分断）のため、広域化のメリットが見いだせない。メリットが限定的で十分ではない。
- すでに市町村合併、組合設立により広域化しているため、更なる広域化は必要ない。
- 指令の共同運用を実施、又は消防救急デジタル無線を整備しており、現在以上のメリット及び費用対効果が見込めない。

（比較的小規模な消防本部側の懸念）

- 小規模本部が、**都市部本部と広域化すること**により周辺地域となり**消防力が低下**するという懸念。
- 市町村合併の印象から、広域化後、消防署が出張所になり、消防力が下がるのではないかとの懸念。
- 広域化により**大規模消防本部の消防力にあわせる必要があり、負担金が増えるのではないか**との懸念。

（比較的大規模な消防本部側の懸念）

- 現在の本部規模が適当で十分な消防体制であると考えている。
- 中心市や消防力に格差がある大規模な消防本部が、**消防力流出を懸念**し反対している。

（地域とのつながりを優先）

- 地域に密着した消防業務を実施しており、地元と消防の結びつきが強い。
- 市と消防は一体であるべきとして広域化に反対。
- 合併により単独消防となった首長が、広域化により組合消防となることに抵抗**がある。
- 市の防災部局や消防団との連携がとりにくくなることを懸念。

（広域化を推進したいが調整が難航）

- 将来の財政負担増の懸念がある中、構成市の財政力が弱い、人件費の調整等が困難等の理由から、**負担金割合の調整**がつかない。
- 広域化の**方式に対する意見**の違い（事務委託、一部事務組合）により協議が停滞。
- 消防本部をどちらに置くか調整がつかない。
- 指令台、本部及び署所庁舎の**整備時期の不一致**。
- 組織体制（署所数）をめぐる**首長の意見不一致**。
- 県を数個に分けるブロックではメリットが見いだせないとし、**広域化するなら県1体制**が良いとする消防本部がブロック内にある。

（市町村（長）側の要因）

- 市町村合併時の軋轢**から、各首長が広域化に反対。
- 広域化のメリット（本部や指令の統合による現場要員の増強）を、**市長部局から削減対象**と捉えられてしまう。

（その他）

- 消防救急無線のデジタル化の整備を優先してきた。指令業務の共同運用の協議を優先する。
- 比較的小規模な消防本部であるが、財政力が強く単独で消防が維持できる状況。

広域化実現団体における広域化が進んだ主な理由

(首長、組合管理者の理解・リーダーシップ)

- 消防本部名称・所在地、負担金割合、人員配置、各署所数等の重要調整項目についても、首長会議にて決定した。

(経費の節減)

- 高機能消防指令センター及び消防・救急デジタル無線設備において、**広域化による負担軽減が想定**されていた。

(地域のつながり)

- 市境に山や川など遮るもののがなく、市街地等が一体化し都市形態も類似している。市民の行き来も頻繁で、元来地域間のつながりが強かつた。

(関係者間の緊密な調整)

- 協議会発足前の検討会から、担当者による話し合いや各首長・各議会との調整を十分に行った。

(単独消防による災害対応の限界)

- 構成市町村が広域化の可能性を検討していた時期、構成市管内で集中豪雨により河川が氾濫し大規模な水害が発生。県内応援協定に基づき県内消防本部から応援に当たったが、**応援協定に基づく出動の限界（即応性、指揮命令系統の分散など）**を、広域化を検討中の首長が認識し、「効果的、効率的な災害対応を行うためには消防力の強化が必要であり、その為には消防広域化が有効な手段の一つである」との見解で一致した。

(市町村合併による理由（行政区域と消防管轄地域の相違、広域化協議の開始）)

- 市町村合併により、A市域の大半をA市消防本部が、残りの区域をB組合本部（A市域以外の町も加入）が管轄する変則的な消防体制が長期的に続いており、B組合本部管内のA市住民からA市消防本部同様のサービスの提供について、再三要望がなされていましたことを契機として、最終的にA市消防本部とB組合本部全体の広域化につながった。

(広域化に向けた中心市の取組み)

- 構成市町の中心市が、広域化の前年度に**1市単独で消防はしご自動車を購入し広域化に前向きに取組んだ**（広域化後、はしご自動車は組合消防の車両として使用することになり、他の組合構成市町の車両購入に係る負担が軽減された）。

(消防力の均衡)

- 構成市町村は同程度の消防力を有しており、他の構成市に消防力が流失し、将来的に特定市が財政負担増になる可能性が低かった。

(給与調整と既存の組合の給与水準)

- 既存組合の一般職員の給与水準が、構成市町の中心市に準じており、**消防職員の給与水準も他の市町消防職員と比較し中間水準**であった。

(参考) 消防指令業務の共同運用の状況 (令和2年4月1日現在)

※方式の種別
 協：協議会方式
 事務委託
 相：相互応援協定
 内：内部組織の共同設置

運用開始	都道府県	方式	消防本部		運用開始	都道府県	方式	消防本部	
H11.4.1	静岡	協	・沼津市消防本部 H28.2.1より5本部(伊東市消防本部、東伊豆町消防本部、田方消防本部) で運用開始後、H28.4.1から消防の広域化	・清水町消防本部	H24.4.1	岡山	協	・津山圏域消防組合消防本部 ・真庭市消防本部	・美作市消防本部
			・三島市消防本部 ・長泉町消防本部	・裾野市消防本部 H27.10.5に離脱し、H27.10.6より3本部で 運用開始後、H28.4.1から消防の広域化	H24.12.1	愛知	協	・瀬戸市消防本部	・尾張旭市消防本部
H20.4.1	石川	協	・金沢市消防局 ・津幡町消防本部	・かほく市消防本部 ・内灘町消防本部		埼玉	協	・上尾市消防本部	・伊奈町消防本部
H22.4.1	千葉	協	・柏市消防局	・我孫子市消防本部		愛知	協	・海部東部消防組合消防本部 ・愛西市消防本部 ・蟹江町消防本部	・津島市消防本部 ・海部南部消防組合消防本部
H23.4.1	兵庫	協	・宝塚市消防本部 ・猪名川町消防本部	・川西市消防本部		愛知	協	・尾三消防本部 ・豊明市消防本部 ・長久手市消防本部 H30.4.1 広域化 → 尾三消防本部 (一部事務組合)	
	兵庫	協	・尼崎市消防局	・伊丹市消防局	H25.4.1	千葉	協	・千葉市消防局 ・市原市消防局 ・成田市消防本部 ・富里市消防本部 ・栄町消防本部 ・袖ヶ浦市消防本部 ・富津市消防本部 ・山武郡市広域行政組合消防本部 ・佐倉市八街市酒々井町消防組合消防本部 ・長生都市広域市町村圏組合消防本部 ・夷隅郡市広域市町村圏事務組合消防本部 ・匝瑳市横芝光町消防組合消防本部 ・安房都市広域市町村圏事務組合消防本部 ・香取広域市町村圏事務組合消防本部	・銚子市消防本部 ・印西地区消防組合消防本部 ・四街道市消防本部 ・木更津市消防本部 ・君津市消防本部 ・旭市消防本部
H23.5.25	大阪	相	・箕面市消防本部 (H28.4.1から消防の広域化)	・豊能町消防本部	H25.4.18	千葉	協	・市川市消防局 ・浦安市消防本部 ・鎌ヶ谷市消防本部	・松戸市消防局 ・流山市消防本部 ・野田市消防本部
H23.10.1	埼玉	協	・熊谷市消防本部	・行田市消防本部	H25.10.10	山口	協	・下関市消防局	・美祢市消防本部
H24.3.1	福島	協	・会津若松地方広域市町村圏整備組合消防本部 ・喜多方地方広域市町村圏組合消防本部		H26.1.1	富山	協	・砺波地域消防組合消防本部 ・永見市消防本部	・高岡市消防本部
	愛知	協	・豊橋市消防本部 ・豊川市消防本部 ・新城市消防本部 ・蒲郡市消防本部 ・田原市消防本部	・H16.10.1から共同運用開始 ・(H20.4.1加入) ・(H22.4.1加入) ・(H24.3.1加入)					
H24.4.1	静岡	協	・掛川市消防本部 ・御前崎市消防本部 ・袋井市森町広域行政組合袋井消防本部	・菊川市消防本部 ・磐田市消防本部					
	愛知	協	・知多市消防本部 ・東海市消防本部 ・知多南部消防組合消防本部 ・知多中部広域事務組合消防本部	・常滑市消防本部 ・大府市消防本部					

(参考) 消防指令業務の共同運用の状況 (令和2年4月1日現在)

※方式の種別
 協 議会方式
 事 事務委託
 相 相互応援協定
 内 部内部組織の共同設置

運用開始	都道府県	方式	消防本部	開始	都道府県	方式	消防本部
H26.4.1	広島	協	・尾道市消防局	H26.4.1	和歌山	協	・橋本市消防本部
	香川	協	・丸亀市消防本部		和歌山	協	・伊都消防組合消防本部
H27.4.1	埼玉	協	・坂戸・鶴ヶ島消防組合消防本部	H27.4.1から共同運用開始	福岡	協	・高野町消防本部
	神奈川	協	・横須賀市消防局				・白浜町消防本部
H27.4.1	神奈川	協	・三浦市消防本部	(H29.4.1から消防の広域化)	鹿児島	協	・久留米広域消防本部
			・葉山町消防本部				・大川市消防本部
H27.4.1	神奈川	協	・座間市消防本部	・海老名市消防本部	H28.4.1	協	・八女消防本部
	山梨	協	・都留市消防本部	・大月市消防本部			・柳川市消防本部
H27.4.1	大阪	相	・池田市消防本部	・豊中市消防本部			・筑後市消防本部
	和歌山	協	・和歌山市消防局	・海南市消防本部			・みやま市消防本部
H27.4.1	徳島	協	・紀美野町消防本部	・那賀消防組合消防本部			
			・美馬市消防本部	・美馬西部消防組合消防本部			
H27.7.6	大阪	事	・枚方寝屋川消防組合消防本部	・交野市消防本部	沖縄	協	・南さつま市消防本部
H27.9.10	静岡	協	・富士市消防本部	・富士宮市消防本部			・指宿南九州消防組合
H27.10.1	栃木	協	・那須地区消防本部	・北上地区消防組合消防本部	H28.6.1	協	・豊見城市消防本部
			・南那須地区広域行政事務組合消防本部	・宮古島市消防本部			・うるま市消防本部
H28.2.15	神奈川	事	・塩谷広域行政組合消防本部	・石垣市消防本部			・宜野湾市消防本部
			・茅ヶ崎市消防本部	・東部消防組合消防本部			・久米島町消防本部
H28.4.1	青森	協	・十和田地域広域事務組合消防本部	・北部上北広域事務組合消防本部			・中城北中城消防本部
			・三沢市消防本部	・中部上北広域事業組合消防本部			・糸満市消防本部
H28.4.1	群馬	協	・高崎市等広域消防局	・利根沼田広域消防本部	H28.6.1	協	・名護市消防本部
			・渋川広域消防本部	・多野藤岡広域消防本部			・比謝川行政事務組合ニライ消防本部
H28.4.1	愛知	協	・富岡甘楽広域消防本部	・吾妻広域消防本部			・金武地区消防衛生組合消防本部
			・犬山市消防本部	・小牧市消防本部			・島尻消防、清掃組合消防本部
H28.4.1	愛知	協	・江南市消防本部	・岩倉市消防本部			・国頭地区行政事務組合消防本部
			・丹羽広域事務組合消防本部	・西春日井広域事務組合消防本部			・伊江村(非常備)
H28.4.1	愛知	協	・一宮市消防本部	・稻沢市消防本部			・渡嘉敷村(非常備)
			・桑名市消防本部	H19.4.1から共同運用開始	岩手	協	・座間味村(非常備)
H28.4.1	三重	協	・四日市市消防本部				・粟国村(非常備)
			・菰野町消防本部				・渡名喜村(非常備)
H28.4.1	大阪	協	・吹田市消防本部	・摂津市消防本部	茨城	協	・北大東村(非常備)
			・奈良市消防局	・生駒市消防本部			・伊平屋村(非常備)
H28.4.1	奈良	協					・多良間村(非常備)
							・竹富町(非常備)
H29.4.1					H29.4.1	神奈川	・与那国町(非常備)
H29.4.1					H29.4.1	神奈川	・平塚市消防本部
							・大磯町消防本部
H29.4.1							・二宮町消防本部

(参考) 消防指令業務の共同運用の状況（令和2年4月1日現在）

運用開始日	都道府県	方式	消防本部
H29.11.30	福岡	事	<ul style="list-style-type: none"> ・福岡市消防局 ・春日・大野城・那珂川消防組合消防本部 ・粕屋南部消防組合消防本部 ・宗像地区消防本部 ・粕屋北部消防本部 ※筑紫野太宰府消防組合消防本部(R5年度加入予定) ※糸島市消防本部(R11年度加入予定)
H30.4.1	愛知	内	<ul style="list-style-type: none"> ・岡崎市消防本部 ・幸田町消防本部
47地域 192消防本部（12非常備町村）			協42 事3 相1 内1

(参考) 消防指令業務の共同運用を予定している団体(令和2年4月1日現在)

運用開始予定日	都道府県	方式	消防本部	※方式の種別 協 協議会方式 事 事務委託 相 相互応援協定 内 内部組織の共同設置
R2(2020)年度	千葉	協	<ul style="list-style-type: none"> ・市川市消防局 ・浦安市消防本部 ・鎌ヶ谷市消防本部 ・松戸市消防局 ・流山市消防本部 ・野田市消防本部 ・柏市消防局 ・我孫子市消防本部 ・八千代市消防本部 ・習志野市消防本部 	<p>H25.4.18 から共同運用開始</p> <p>H22.4.1から共同運用開始</p> <p>R2年度 10消防本部にて 共同運用開始予定</p>
R5(2023)年度～ R11(2029)年度	福岡	事	<ul style="list-style-type: none"> ・福岡市消防局 ・春日・大野城・那珂川消防組合消防本部 ・粕屋南部消防組合消防本部 ・宗像地区消防本部 ・粕屋北部消防本部 <p>※筑紫野太宰府消防組合消防本部 (R5年度加入予定) ※糸島市消防本部 (R11年度加入予定)</p>	
2地域 17消防本部		協1 事1		